

協会員の役職員等の処分の公表に関する取扱い（案）

令和5年●月●日制定

1. 目的

この取扱いは、「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則（以下「処分手続規則」という。）」第29条第2項に基づき、協会員の役職員等（処分手続規則第2条に規定する従業員等、協会員の外務員及び金融商品仲介業者の外務員をいう。以下同じ。）の処分内容の公表に関する事項を取りまとめたものである。

2. 公表内容

処分手続規則第29条第1項第2号に掲げる公表内容のうち、以下の（1）又は（2）の公表内容については、それぞれ以下に定めるとおりとする。

（1）行為の概要

① 不都合行為者の取扱いを決定したもの又は金融商品取引法（以下「金商法」という。）第64条の5第1項第2号又は第3号の規定に基づき行政処分を行ったものについては、協会員の役職員等が行った法令等違反行為の内容を公表する。

② 金商法第64条の5第1項第1号の規定に基づき、協会員又は金融商品仲介業者の外務員が欠格事項（金商法第64条の2第1項第1号に掲げる同法第29条の4第1項第2号イからリ。以下同じ。）に該

当したことにより登録取消処分となったもののうち、以下のイからへのいずれかに該当する場合は、欠格事項に該当する旨、欠格事項の内容及び欠格事項の起因となった行為の内容を公表する。

- イ． 欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業又はこれに関連するものである場合（※1）
- ロ． 金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼を失墜させる場合
- ハ． 外務員登録時点において登録拒否要件に該当していたことが登録後に判明した場合（※2）
- ニ． 欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業以外の金融関係業務（銀行業、保険業、貸金業、商品先物取引業、その他の金融関係業務）に関連するものである場合（※1）
- ホ． 欠格事項の起因となった行為が、経済犯罪又は財産犯罪によるものである場合（イ、ロ又はニに該当するものを除く）（※3）
- ヘ． 上記イからホの他、欠格事項の起因となった行為の概要を公表する必要があると本協会が認める場合

※1 協会員の顧客に対して横領又は詐欺等を行っている場合は、原則として、イについては「金融商品取引業又はこれに関連するもの」に、ニについては「金融商品取引業以外の金融関係業務に関連するもの」に該当する。

※2 ハについては、「欠格事項に該当する旨」に代えて、「外務員登録時点において登録拒否要件に該当していたことが登録後に判明した旨」を公表する。また、外務員登録時点において該当していた欠格事項の起因となった行為が以下の③に該当する場合は、「欠格事項の起因となった行為の内容」に代えて適用法令（罰条）を公表する。

※3 例えば、贈収賄、背任、税法違反、商法・会社法違反、独占禁止法違反、不正競争防止法違反、知的財産関連法違反、横領、詐欺、強盗、窃盗等のうち、イ、ロ又はニのいずれにも該当しないものをいう。

③ 金商法第64条の5第1項第1号の規定に基づき、協会員又は金融商品仲介業者の外務員が欠格事項に該当したことにより登録取消処分となったもののうち、上記②に該当しない場合（※）は、欠格事項に該当する旨、欠格事項の内容及び適用法令（罰条）を公表する。

※ 例えば、業務中又は業務外で交通事故を起こした場合や業務外で傷害事件を起こした場合等が該当する。

(2) 公表対象となる行為があった協会員又は金融商品仲介業者の名称

協会員の役職員等が法令等違反行為を行った時に所属していた協会員又は金融商品仲介業者の名称を公表する。ただし、以下の①から③のいずれかに該当する場合を除く。

- ① (1) ②ホに該当する場合で、かつ、協会員又は金融商品仲介業者の業務（金融商品取引業に限らない）に関連する行為ではない場合（※1）
- ② (1) ③に該当する場合
- ③ その他、協会員又は金融商品仲介業者の名称を公表することが適当でない場合（※2）

※1 協会員又は金融商品仲介業者の顧客に対して横領又は詐欺等の行為を行っている場合は、原則

として「業務に関連する行為」に該当するため、(2)①には該当しない。

※2 例えば、欠格事項に該当したことにより登録取消処分を行う場合であって、欠格事項の起因となった行為があった協会員又は金融商品仲介業者と、欠格事項に該当したときに所属していた協会員又は金融商品仲介業者が異なる場合。

3. 公表方法

本協会のホームページへの掲載及び協会員通知による。

以 上

付 則

本取扱いは、令和5年●月●日付け「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」第29条の改正の施行日から施行し、同日以後に行った、同規則第5条第1項、第6条第1項又は第23条第1項の通知から適用する。